

(3) 職員の給与の状況

イ 人件費の決算額の状況（令和4年度）

(イ) 普通会計決算

歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 （B/A）	前年度の 人件費率
千円 701,825,691	千円 8,207,189	千円 147,149,214	% 21.0	% 20.9

(ロ) 企業特別会計決算

歳出額	うち人件費
千円 9,571,745	千円 1,514,959

(ハ) 病院事業特別会計決算

歳出額	うち人件費
千円 40,975,519	千円 21,484,461

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

ロ 職員給与費の状況（令和4年度決算）

(イ) 普通会計決算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
15,479人	千円 68,162,352	千円 11,950,947	千円 26,114,623	千円 106,227,922	千円 6,863

(ロ) 企業特別会計決算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
162人	千円 654,659	千円 157,581	千円 254,831	千円 1,067,071	千円 6,587

(ハ) 病院事業特別会計決算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
1,963人	千円 8,287,538	千円 4,280,552	千円 3,305,368	千円 15,873,458	千円 8,086

(注) 職員手当には、退職手当は含みません。

ハ 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢（令和4年4月1日現在）

区 分	給料月額	年 齢
	給与月額	
一 般 行 政 職	330,800円	43歳6月
	411,800円	
警 察 職	323,200円	38歳8月
	439,900円	
高等学校 教 育 職	388,500円	47歳0月
	430,500円	
小中学校 教 育 職	365,900円	44歳4月
	398,100円	
技 能 労 務 職	336,600円	52歳10月
	376,700円	

(出典) 令和4年地方公務員給与実態調査

(注) 給与月額とは、給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

ニ 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一 般 行 政 職	大 卒	268,100 円	360,300 円	388,400 円	405,100 円
	高 卒	228,100 円	309,200 円	346,500 円	382,100 円
警 察 職	大 卒	291,900 円	381,100 円	416,600 円	422,700 円
	高 卒	263,900 円	333,700 円	386,300 円	405,400 円
高等学校 教 育 職	大 卒	333,900 円	401,000 円	430,300 円	442,600 円
	高 卒	－ 円	－ 円	* 円	411,600 円
小中学校 教 育 職	大 卒	316,200 円	398,300 円	420,100 円	431,800 円
技 能 労 務 職	高 卒	* 円	314,000 円	340,400 円	347,200 円

（出典）令和4年地方公務員給与実態調査

- （注）1 経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人以下の場合は、当該箇所を「*（アスタリスク）」で表示しています。

ホ 一般行政職の級別職員数（令和4年4月1日現在）

区分(注1)	標準的な職務内容(注2)	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
1 級	主事・技師	647 人	16.9 %	15.6 %	12.4 %
2 級	主任主事・主任技師	339 人	8.8 %	8.3 %	6.6 %
3 級	係長	606 人	15.8 %	14.9 %	12.9 %
4 級	業務名を冠する主査	862 人	22.5 %	24.1 %	27.9 %
5 級	課長補佐	868 人	22.7 %	23.7 %	27.2 %
6 級	課長	311 人	8.1 %	8.0 %	7.8 %
7 級	主管課長	119 人	3.1 %	3.2 %	3.1 %
8 級	部次長	62 人	1.6 %	1.7 %	1.6 %
9 級	部長	17 人	0.4 %	0.4 %	0.5 %
計		3,831 人	100.0 %	100.0 %	100.0 %

（注）1 級区分は、山形県の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

ヘ 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		県 職 員	国家公務員
一 般 行 政 職	大 卒	188,100 円	総合職 198,500 円 一般職 185,200 円
	高 卒	156,300 円	154,600 円
警 察 職	大 卒	215,400 円	214,900 円
	高 卒	176,600 円	178,000 円
高等学校 教 育 職	大 卒	210,800 円	－
	高 卒	166,200 円	－
小中学校 教 育 職	大 卒	210,800 円	－
	高 卒	166,300 円	－

ト 昇給の状況

(イ) 普通会計

区 分		合 計	一般行政職	警察職	高等学校 教 育 職	小 中 学 校 教 育 職	技能労務職
令和4年度	職員数 (A)	14,673 人	4,085 人	2,002 人	2,526 人	5,620 人	440 人
	昇給した職員数 (B)	11,249 人	3,219 人	1,724 人	1,873 人	4,138 人	295 人
	比率 (B/A)	76.7 %	78.8 %	86.1 %	74.1 %	73.6 %	67.0 %
令和3年度	職員数 (A)	14,766 人	4,078 人	1,993 人	2,550 人	5,686 人	459 人
	昇給した職員数 (B)	11,331 人	3,208 人	1,688 人	1,921 人	4,189 人	325 人
	比率 (B/A)	76.7 %	78.7 %	84.7 %	75.3 %	73.7 %	70.8 %

(ロ) 企業特別会計

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職
令和4年度	職員数 (A)	162 人	143 人	12 人
	昇給した職員数 (B)	132 人	122 人	10 人
	比率 (B/A)	81.5 %	85.3 %	83.3 %
令和3年度	職員数 (A)	162 人	150 人	12 人
	昇給した職員数 (B)	134 人	124 人	10 人
	比率 (B/A)	82.7 %	82.7 %	83.3 %

(ハ) 病院事業特別会計

区 分		合 計	一般行政職	医療職(1) (注1)	医療職(2) (注2)	医療職(3) (注3)	技能労務職
令和4年度	職員数 (A)	1,898 人	158 人	204 人	276 人	1,178 人	82 人
	昇給した職員数 (B)	1,558 人	139 人	159 人	230 人	972 人	58 人
	比率 (B/A)	82.1 %	88.0 %	77.9 %	83.3 %	82.5 %	70.7 %
令和3年度	職員数 (A)	1,907 人	157 人	192 人	280 人	1,194 人	84 人
	昇給した職員数 (B)	1,567 人	133 人	149 人	226 人	997 人	62 人
	比率 (B/A)	82.2 %	84.7 %	77.6 %	80.7 %	83.5 %	73.8 %

(注) 1 医療職(1)とは、医師及び歯科医師をいいます。

2 医療職(2)とは、薬剤師や診療放射線技師などの医療技術者をいいます。

3 医療職(3)とは、助産師や看護師などをいいます。

チ 時間外勤務手当の状況

(イ) 普通会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
令和4年度	3,808,205千円	566千円
令和3年度	3,706,384千円	549千円

(ロ) 企業特別会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
令和4年度	54,322千円	358千円
令和3年度	51,510千円	339千円

(ハ) 病院事業特別会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
令和4年度	1,536,568千円	810千円
令和3年度	1,498,608千円	790千円

リ 期末・勤勉手当の支給割合（令和4年度）

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.20月分	1.20月分	2.40月分
	(0.675月分)	(0.675月分)	(1.35月分)
勤勉手当	0.925月分	1.025月分	1.95月分
	(0.45月分)	(0.50月分)	(0.95月分)
計	2.125月分	2.225月分	4.35月分
	(1.125月分)	(1.175月分)	(2.30月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置			有

- (注) 1 ()内は、再任用職員の支給割合です。
 2 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。
 3 会計年度任用職員には期末手当のみが支給されます。

ヌ 地域手当の状況（令和4年4月1日現在）

支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の支給率
東京都特別区	19人	20%	20%
大阪府大阪市	4人	16%	16%
愛知県名古屋市	3人	15%	15%
宮城県仙台市	3人	6%	6%
医師	266人	16%	16%
支給対象職員 1人当たりの 平均支給年額	令和4年度普通会計決算	837,914円	
	令和4年度企業特別会計決算	0円	
	令和4年度病院事業特別会計決算	955,822円	

- (注) 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ル 扶養手当、住居手当及び通勤手当の状況（令和4年4月1日現在）

区分	県 職 員	国 家 公 務 員
扶養手当	扶養親族たる配偶者6,500円、扶養親族たる子10,000円、扶養親族たる父母等6,500円 （行政8級以上職員等は扶養親族たる配偶者3,500円、扶養親族たる父母等3,500円） 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	扶養親族たる配偶者6,500円、扶養親族たる子10,000円、扶養親族たる父母等6,500円 （行（一）八級以上職員等は扶養親族たる配偶者3,500円、扶養親族たる父母等3,500円） 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算
住居手当	借家 限度額 28,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合 上記の額の2分の1	借家 限度額 28,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合 上記の額の2分の1
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 53,000円	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 31,600円

（注）企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヲ 特殊勤務手当の状況（令和4年4月1日現在）

（イ）普通会計

職員全体に占める手当支給職員の割合	35.8 %
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	124,272 円
手当の種類（手当数）	30
代表的な手当の名称	支給額の多い手当
	支給職員数の多い手当

- 1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当
- 2 警察職員の特殊勤務手当
- 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当
- 4 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当
- 5 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当

- 1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当
- 2 警察職員の特殊勤務手当
- 3 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当
- 4 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当
- 5 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当

（注）代表的な手当の名称は、各々の区分ごとに上位5つを記載したものです。

（ロ）企業特別会計

職員全体に占める手当支給職員の割合	63.6 %
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	31,639 円
手当の種類（手当数）	3
手当の名称	危険作業手当 用地等交渉業務手当 防疫作業手当

（ハ）病院事業特別会計

職員全体に占める手当支給職員の割合	61.5 %
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	430,645 円
手当の種類（手当数）	8
手当の名称	防疫作業手当 夜間看護業務手当 緊急呼出救急業務等手当 放射線照射作業手当 汚物等処理作業手当 分べん介助・診療応援手当 回転翼航空機搭乗手当 看護業務手当

ワ 退職手当の状況

区 分		県 職 員		国 家 公 務 員	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額(注1)	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額 (注2)		(一般職員) 18,141円	(全 体) 19,489千円		

(注) 1 国の職員と同様の制度となっています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。
なお、一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員です。

カ 職員の給与の水準

行政職給料表適用者に係るラスパイレス指数の推移

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
101.0	100.4	100.1	100.1	100.0	100.0

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

コ 特別職の報酬等の状況

(イ) 給料月額等 (令和4年4月1日現在)

区 分	給料月額等	
給 料	知事	1,240,000円
	副知事	954,000円
	教育長	715,000円
	企業管理者	715,000円
	病院事業管理者	715,000円
	代表監査委員	619,000円
議 員 報 酬	議長	904,000円
	副議長	807,000円
	議員	778,000円

(ロ) 期末手当の支給割合 (令和4年度)

区 分	年間支給割合	
期 末 手 当	知事	6月期 1.60月分 12月期 1.65月分 計 3.25月分
	副知事	
	教育長	
	企業管理者	
	病院事業管理者	
	代表監査委員	
議 員 報 酬	議長	6月期 1.60月分 12月期 1.65月分 計 3.25月分
	副議長	
	議員	

(注) 期末手当の額は、受けるべき給料月額等に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額等に加算した額に支給割合を乗じた額です。

(参考) 特例条例による給与等削減の取組状況

県では、平成14年4月から平成30年3月まで、平成14年3月制定の「特例条例（知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」に基づき、特別職（議員については、平成18年3月31日まで）及び一般職の給与等の削減措置を講じてきましたが、平成30年3月に、同条例を一旦廃止のうえ、新たに「特例条例（知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」を制定し、平成30年4月から平成31年3月まで、削減措置を講じました。

なお、平成25年9月から平成26年3月までは、「臨時特例条例（知事等及び職員等の給与の臨時特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与の削減措置を講じました。

また、「特例条例（知事等の給与の特例に関する条例）」に基づき、知事、副知事、教育長、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の令和2年6月期における期末手当を支給しないこととしたほか、令和2年7月から同年9月までは、「特例条例（議会の議員の議員報酬の特例に関する条例）」に基づき、議員の議員報酬の削減措置を講じました。

具体的な給与等の削減率は次のとおりです。

給与等の削減率

区 分		削 減 率											
		平成14年 4月から	平成17年 4月から	平成18年 4月から	平成20年 4月から	平成21年 12月から	平成22年 12月から	平成25年 9月から 平成26年 3月まで	平成26年 4月から	平成28年 4月から	平成30年 4月から 平成31年 3月まで	令和2年 7月から 同年9月 まで	
特 別 職	議員 報酬	議 長	▲ 5 %	同 左	削減なし	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	▲ 10 %
		副議長	▲ 5 %	同 左	削減なし	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	▲ 10 %
		議 員	▲ 5 %	同 左	削減なし	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	▲ 10 %
	知事等 の給料	知 事	▲ 15 %	▲ 20 %	同 左	▲ 22 %	▲ 23 %	▲ 25 %	▲ 30 %	▲ 25 %	同 左	▲ 10 %	削減なし
		副知事	▲ 8 %	▲10.5 %	同 左	▲12.5 %	▲13.5 %	▲15.5 %	▲ 20 %	▲15.5 %	同 左	▲ 10 %	削減なし
		教育長									▲8.25 %	▲ 5 %	削減なし
		企業管理者	▲ 2.5 %	▲3.25 %	同 左	▲5.25 %	▲6.25 %	▲8.25 %	▲ 10 %	▲8.25 %	同 左	▲ 5 %	削減なし
		病院事業管理者	▲ 2.5 %	▲3.25 %	同 左	▲5.25 %	▲6.25 %	▲8.25 %	▲ 10 %	▲8.25 %	同 左	▲ 5 %	削減なし
		代表監査委員	▲ 2.5 %	▲3.25 %	同 左	▲5.25 %	▲6.25 %	▲8.25 %	▲ 10 %	▲8.25 %	同 左	▲ 5 %	削減なし
一 般 職	教育長 の給料	▲ 2.5 %	▲3.25 %	同 左	▲5.25 %	▲6.25 %	▲8.25 %	▲ 10 %	▲8.25 %				
	一般職 の給与	管理職手当	▲ 10 %	▲ 13 %	同 左	▲ 18 %	同 左	同 左	▲ 10 %	▲ 18 %	同 左	同 左	削減なし
	給料月額(平均)	—	—	—	—	—	—	▲ 7.2 %	—	—	—	—	

(注) 教育長については、関係法律の改正等により、平成28年4月から、身分が一般職から特別職に変更されています。